

2026 年 7 月 1 日

新設分割に関する事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

大阪市北区中之島三丁目 6 番 16 号

関西電力株式会社

代表執行役社長 森 望

大阪府中央区安土町三丁目 5 番 13 号

株式会社モアクト

代表取締役 小山 陽平

関西電力株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2026 年 5 月 26 日付新設分割計画書に基づき、2026 年 7 月 1 日を効力発生日として、株式会社モアクト（以下「新設会社」といいます。）を新たに設立し、分割会社が運営する行動変容アプリケーションであるモアクトに係る事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。

本新設分割に関して、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日

2026 年 7 月 1 日

2. 会社法第 805 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本新設分割は、会社法第 805 条に規定される簡易新設分割であり、同法第 805 条の 2 ただし書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

3. 会社法第 806 条及び第 808 条の規定並びに第 810 条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の株式買取請求手続

本新設分割は、会社法第 805 条に規定される簡易新設分割であり、同法第 806 条の適用はございませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(2) 新株予約権買取請求手続

分割会社は、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権を発行しておりま

せんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 債権者保護手続

本新設分割において、分割会社は新設会社に承継される債務について重疊的債務引受をしておりますので、会社法第 810 条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。

4. 新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2026 年 7 月 1 日をもって、分割会社より、新設分割計画書に記載された事業に関する権利義務を、同計画書に従い承継いたしました。なお、承継した資産の額は 279 百万円（概算値）、負債の額は 54 百万円（概算値）となっております。

5. 前各項に掲げるもののほか、本新設分割に関する重要な事項

該当する事項はございません。

以 上